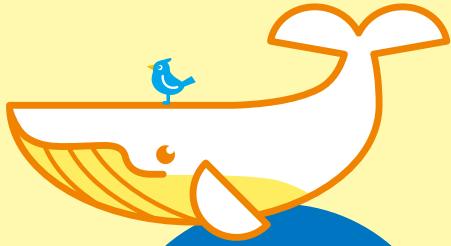




いつも、あなたのそばに。
always by your side



2014年
夏号

Legal Support Press
Vol.7

Legal Support

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です



医療行為の同意を考える! 医療同意の場面における後見人等の役割



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

Legal Support

特集

医療行為の場面における後見人等の役割

医療行為の同意検討委員会委員 司法書士 藤江 美保

2014年5月、当法人は、「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告」及び、「成年者の医療行為の代行決定に関する法整備に向けた提言」を発表しました。本稿では、その「報告書」と「提言」の概要をご紹介します。本法人のホームページに報告書と提言の全文が掲載されていますので、ぜひ、そちらをご覧いただきたいと思います。

同意能力がなくなつた人が医療を受けるために

人には誰も、医療を受ける権利があります。そして、治療を行う医師は、その医療行為について、患者の同意を得なければなりません。これは、医師が、患者の望まない医療や、過剰な医療を行ふことを防ぐためであり、また、患者の医療について同意することはできません。そのため、成年後見人に医療同意権を与えるべきではないかという問題が提起されるようになりました。

ら、医療行為についての同意を求められるようになりました。しかし、現在の法律では、成年後見人は、医療契約や入院契約を結び、費用を支払うことはできますが、本人の代わりに、個別の医療について同意することはできません。そのため、成年後見人に医療同意権を与えるべきではないかという問題が提起されるようになりました。

しかし、患者が自分の意思を表すことができない場合や、医療について同意（同意あるいは拒否、選択を含みます。）することができない場合には、医療機関が、家族の同意を得て、手術

者自身が、どんな医療を受けるかについて考え、医師と話し合い、自分の意思で決めることが必要だからです。医療同意権は、患者本人だけが行使できるものだと考えられています。

しかし、患者が自分の意思を表すことができない場合や、医療について同意（同意あるいは拒否、選択を含みます。）することができない場合には、医療機関が、家族の同意を得て、手術等の積極的な医療を行っているというのが日本の現状です。一方、代わりに同意する家族がいない人は、医療を受けることができないという問題が生じているのです。

平成12年（2000年）4月、新しい成年後見制度が施行され、司法書士等の専門職をはじめとする第三者が、身寄りのいない人の成年後見人に選任されるようになり、医療機関か



リーガルサポートの取組み

この「医療同意」の問題について、リーガルサポートでは、「医療行為の同意検討委員会」を立ち上げました。私たちは、「患者本人の医療を受ける権利の保障・患者の意思の尊重」の視点から、第三者後見人という実務家の立場にこだわりながら、検討を重ねてきました。リーガルサポートの会員、医療関係者、認知症の家族の方に対するそれぞれのアンケートを実施し、面談調査・ワークショップを開催して、できるだけ現場の生の声を聴き取りたいと思いました。今度の「報告」と

医療の場面における後見人の身上監護

① 同意能力の おとろえた人の支援

同意能力のなくなった人の医療を受ける権利をまもるために、第三者に同意権を与えるべきかどうかという問題を発端に、医療同意の問題は、誰が同意権者としてふさわしいのか、後見人と家族はどちらが優先するのか、後見人と代理の問題として議論されました。

しかし、私たちは、医療における第三者、特に後見人等による同意は、身上監護、身上配慮の問題だととらえています。また、あくまでも本人の意思に添つて行う代行決定だと考えます。そのため、本人の同意能力がなくなった場合だけではなく、おとろえた場面も含めて、後見人等（成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人）の

医師は、病状、医療目的、方法、危険性、代替医療、その医療を受けた後の生活の質の変化等について、本人が理解できるように、丁寧に説明しなければなりません。そして、後見人等は、

本人の不安に寄り添い、医師等の説明に付き添い、本人の生活や精神の状況や、医療行為についての本人の疑問や質問を医師に伝える等、インフォームドコンセントにおける本人の理解を助け、本人自身による選択・決定を支援する役割があります。

そのためには、後見人等は、本人の生活を知り、本人との信頼関係を築いておくことが必要であり、日頃の身上監護の質が問われることになります。また、医療から介護へ、介護から医療へと続く本人の生活を支援するために、後見人等は、本人、医療関係者、家族や福祉関係者等本人を支援する人たちとの連携を密にしておかなければならぬでしょう。

②同意能力をなくした人の代行決定とプロセスの透明化

本人の同意能力がなくなつた場合に、初めて第三者による代行決定が行われることになります。しかし、本来、本人のみが行うことのできる医療同意について、家族であれ、第三者後見人等が行うことになります。

そのためには、後見人等は、本人の生活を知り、本人との信頼関係を築いておくことが必要であり、日頃の身上監護の質が問われることになります。また、医療から介護へ、介護から医療へと続く本人の生活を支援するために、後見人等は、本人、医療関係者、家族や福祉関係者等本人を支援する人たちとの連携を密にしておかなければならぬでしょう。

さわしくないと考えます。また、特に配偶者等、本人の意思を伝えることのできる人たちにし、本人とほとんど交流のない親族は、代行決定者としてふ

私たちの「提言」が、新しい制度に対応する

国民的な議論の一助になれば幸いです。

見人であれ、第三者がひとりで決めなければならない負担はとても大きいものです。

そのため、代行決定者は、ひとりで選択・決定するのではなく、本人に関する情報を集め、本人の意思を探り、本人を支援する人々との協議を行います。また、本人の同意能力は固定したものではないため、できる限り、本人もこの決定に参加させるべきです。その過程を経て、代行決定者は、本人の意向や心情、人生における信念や価値観に配慮して、医療行為の選択・決定をすることになります。本人の希望や推定される意思を尊重し、本人が望んだであろう「本人にとっての最善の医療」を選択することが必要です。本人による、医療についての事前指示書や、具体的な医療についての本人の意思が推測できる客観的な資料がある場合には、原則として、その意思に従うことになります。

また、本人に関する情報が少なく、本人の希望や意思が推定できない場合にも、単独で決定するのではなく、本人を支援する人々の協議により、ができます。本人の意思がなくなりた場合の代行決定者として誰がふさわしいのかについて医療現場における現状を踏まえ、本人の意思の尊重と、権利擁護の視点から、その順位と、後見人等の役割を検討しました。

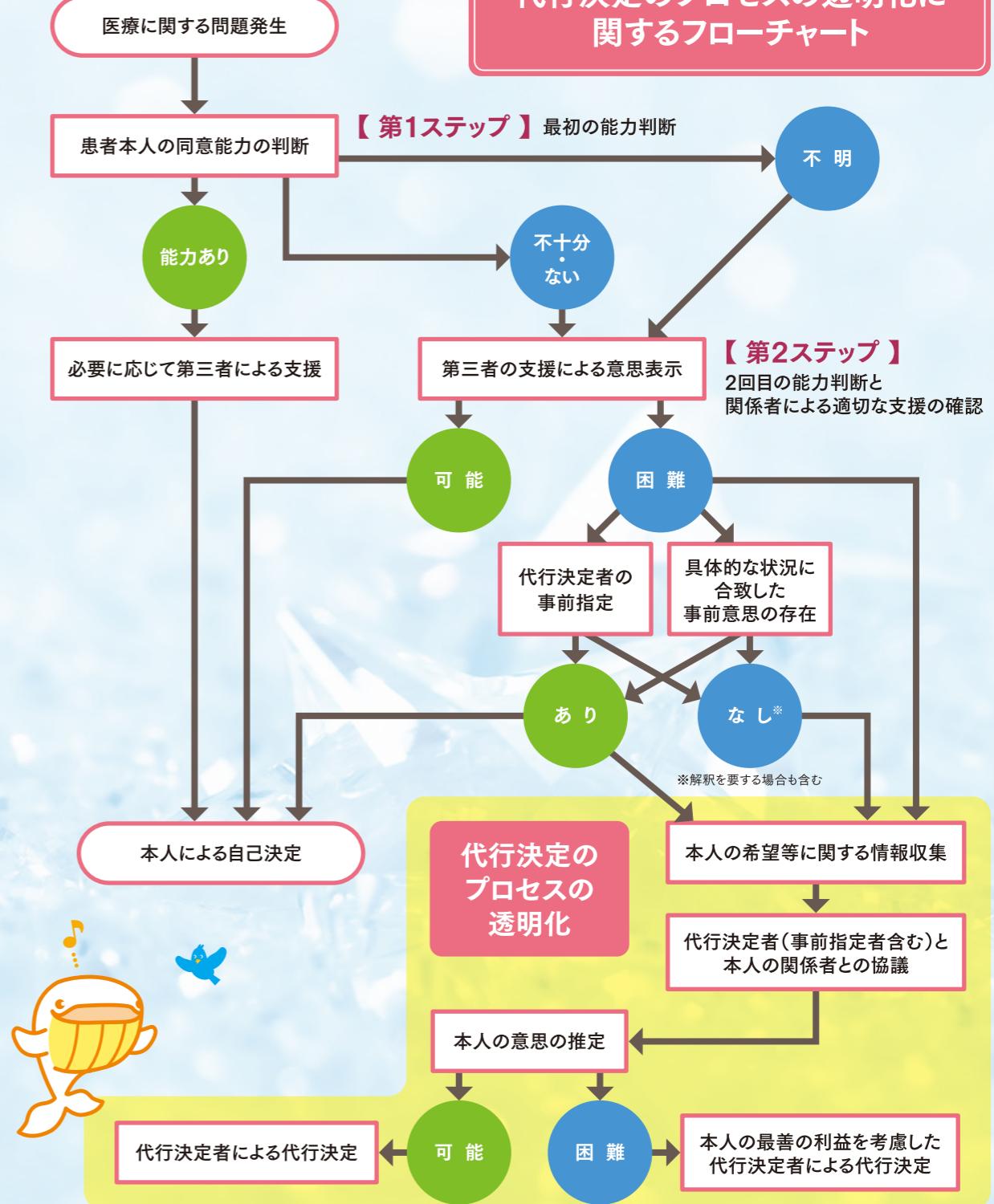


代行決定者と後見人等の役割

本人の同意能力がなくなつた場合に、変更することができるものとします。

成年後見人や身上監護に関する代理権を与えられた保佐人、補助人、任意後見人は、医療機関等に対し、本人の希望や心身の状態、生活の状況等に基づき、医療行為について意見を述べることができます。また、家族が行う代行決定について、医療機関は、これら後見人等の承諾を得なければならぬという制度設計を考えました。普通は、後見人等が家族の決定を覆す事態は多くないと思われます。しかし、本人と家族との利害の対立や意見の相違が生じることもあり、不適切な代行決定が行われる危険を防ぐために、本人の権利を擁護する立場から、特に、一定の範囲の後見人等に、家族の決定を阻止できる権限を与えることにしました。

この代行決定者の順位は、家庭裁判所が本人のために必要だと認めた



報告

成年後見制度における医療と司法との連携について ～『成年後見用診断書』についてのアンケート調査結果から～

第33回日本社会精神医学会におけるリーガルサポート発表

平成26年3月20日(木)と21日(金)の両日、社会精神医学領域の研究を推進する「日本社会精神医学会」による第33回学会が東京都千代田区の学術総合センター（一橋講堂）で開催されました。メインテーマは「エビデンス・ベイスト・ブラックティスとしてのメンタルヘルス対策」で、近年の精神科医療について様々なプログラムが行われました。「司法関連他」について的一般演題において、当法人の制度改善検討委員会 安井祐子氏より標題の発表が行われましたので、その内容について以下にご紹介致します。会場はほぼ満席となる100名近くの方々が来場されました。

最初に成年後見制度及び当法人について紹介が行われた後、成年後見申立の際に使われる「成年後見用診断書」（以下、診断書といふ）について作成経験のある医師



より回答を得たアンケート調査について発表が行われました。

まず調査を行つに至った経緯についてですが、現在の成年後見制度における判断能力は、財産管理能力を判断材料としているように思われ、医師に財産管理能力について意見を求める様式となつてゐる診断書が大きな影響を与えていたと考えられます。そこで医師が何をもつて財産管理能力を判断しているのか、診断書についてどう考へているかを知るためにアンケート調査を行いました。調査は平成25年9月から12月にかけて行われ、130件の回答を得ています。回答者の専門分野は、61%が精神科、28%が内科、他に脳神経外科、脳外科などで、診断書の対象者は、52%が認知症、次いで精神障害、知的障害でした。「診断書における判断能力についてのチェック欄は何を基準に判断するか」に対しても、検査結果、見当識、意思疎通の能力、記憶力、計算力など多岐にわたる回答でした。興味深いのは「判断能力について判断する際に、本人以外の親族や関係者の意向を考慮するか」という問いに73%が考慮すると答えていたことや、「判断の対象が自己的の財産を管理・処分する能力であることなどをどう思

うか」に対し78%が医学的に判断するのは難しいと感じていること、などでした。医師の判断においても悩ましい面があると感じさせる回答で、42%が家庭裁判所の判断の結果であり問題ないと答えていますが、一方で34%がもう少し慎重に判断するには鑑定を実施した方がよい、と答えているとのことでした。

一連の調査結果発表の後、まとめとして、診断書は成年後見制度において重要な役割を担うものであること、また制度が本人の保護のためにあると同時に権利制限となりうることを考えると、判断能力に関与する医師との情報交換、連携が非常に重要であるとの意見が付されましたが。質疑において、連携強化のための具体的な提案を求められると、診断書様式が全国で統一されていない点についての改善が必要との回答がなされ、発表は終了しました。短時間の発表でしたが、来場者は終始真剣な表情でメモをとりながら、熱心に耳を傾けておられました。（調査結果はリーガルサポートプレス6号にも掲載されていますが、集計時期が異なるため、文中の数字は一部プレス掲載記事とは相違があります。）（つ）

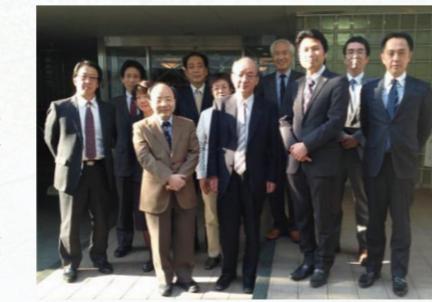
後見人の行動指針策定委員会

委員長 姜信潤

委員会は、平成23年8月に発足し、今年で3年目になります。

毎月1回大阪司法書士会館で開催しています。

メンバーは、中西正人副委員長(京都)、大塚昭男(香川)、石田頼義(大阪)、岡根昇(大阪)、古田真理(京都)、岸川久美子(大阪)、南村幸児(京都)の各委員と本部から山崎政俊常任理事、芳賀裕相談役が出席し、オブザーバーとして大阪大学大学院の床谷文雄教授にも参加してもらっています。



平成24年7月に広島でのリーガルサポート第3回研究大会の分科会で「成年後見人はどう行動すべきか」とするパネルディスカッションを開催しました。

そこではイギリス2005年意思決定能力法(本人の意思決定支援)を中心に勉強し、それが日本の現行成年後見制度にどのように適合するのかを議論しました。

その後、平成25年2月に東京の日司連会館で「成年後見人はどう行動すべきか」—成年後見人の行動指針を考えよう—をテーマとするシンポジウムを開催しました。そこでは、行動指針(案)を具体的に提示し、参加者から意見を求めました。現在、委員会では、上記のパネルディスカッションやシンポジウムでの議論を踏まえ、本年1月20日に批准された「障害者の権利に関する条約」の理念等を参考に行動指針を作成し、その解説文の作成作業をしているところです。なお、「後見人の行動指針」の対象者は、未成年後見人を含まず、リーガルサポートの会員のような専門職後見人だけではなく、親族後見人や、市民後見人等全ての成年後見人を含みます。また、本年12月13日(土)には、東京でリーガルサポート15周年記念として「後見人の行動指針」に関するシンポジウムを開催する予定です。



2日目、障害があるというだけで後見をつけられ何もできないと烙印を押されたダウン症の女性が、法廷闘争によって後見を外すことに成功し、多くの仲間と地域の支援を受けて力強く生きている自らの体験を話しました。全米で話題となつたこの事例から、包括的な権限を後見人に与える後見(フルのガーディアン)の危うさを感じました。

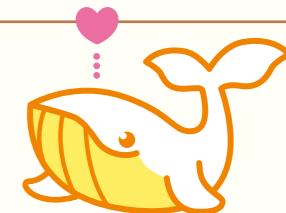
3日目、ボランティア後見人をテーマとした分科会では、高橋弘会員が市民後見人の意義、市民後見人の育成・活用を実践する自治体の活動等を英語で紹介しました。なお、市民後見の動きについては、本会議前日(27日)、当法人も協賛に加わった東アジアセミナーにおいて、大貫正男会員が日本における現状を詳しく説明しました。

さあ、次は2016年、ドイツ・ベルリンに世界の英知が結集します。この2年で日本の成年後見が向かう方向は決まっていくのでしょうか。



副理事長 杉山春雄

自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」



日程	平成26年7月11日(金)	場所	中央大学駿河台記念館
日程	平成26年9月5日(金)	場所	京都リサーチパーク

リーガルサポートでは昨年に引き続き「自治体向けセミナー 市民後見人育成事業への取組み」を開催します。今年は、7月11日中央大学駿河台記念館と、9月5日京都リサーチパークの二カ所で実施の予定です。

このセミナーは、市民後見人育成事業の実施を検討中の全国の自治体及び社会福祉協議会の担当者を対象にしたもので、予約制となっており、参加費は無料です。リーガルサポートでは、市町村などの自治体が主体となって、専門職ではない一般市民に対して、後見人養成講座を実施し、また家庭裁判所から選任された後の後見活動を支援することを「市民後見人育成事業」と位置づけており、このセミナーを通して事業が健全に発展することに寄与したいと考えています。

セミナーのプログラムは大きく分けて三部で構成されています。まず市民後見人に関する基調講演があります。7月のセミナーでは厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室の勝又浜子室長に「市民後見推進事業の動向」というテーマでお話しいただく予定です。二つ目に、リーガルサポートから市民後見人育成事業を手掛けるにあたって、どのような順序で何を決めていかなければ良いかを中心に、一連の事業の重要なポイントと具体的な方策を提示します。リーガルサポートのこれまでの経験や調査に基づいて体系立ててまとめており、これから事業に着手しようとする担当者には参考になる内容を目指しています。最後に、既に事業を実施している団体の担当者から、それぞれの地域の実情に即して展開している事業を報告していただきます。およそ一団体20~30分程度の報告ですが、現実の事業実施には様々な工夫や苦労があることがよく分かります。7月のセミナーでは多摩南部成年後見センター(東京都)、後見センターふえふき(山梨県笛吹市)、成年後見支援センターかけはし(長野県松本市)の三団体に登壇いただきます。

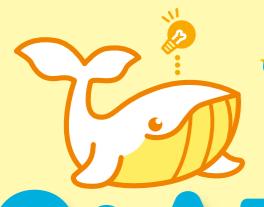
昨年秋に開催したセミナーが大変好評だったため、今年は東日本と西日本の二カ所で開催することとしました。昨年の参加者のアンケートには、「事業をしなくてはならないと考えているが、実際にどこから手を付けて良いか分からない」という困惑や、「今後も情報提供を続けて欲しい」という要望、また「発表者の話を聞いて、市民後見人の事業が価値のあるものと分かった」「皆さんの熱意が伝わった」「参考になった」という感想が記されていました。今年のセミナーも同様の感想がいただけるような内容にしたいと考えています。

出版物の紹介



「後見六法 2014年版」
編集／公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
発行／民事法研究会

後見六法は、成年後見の実務に携わる方のための専用六法です。成年後見について定めている民法および任意後見契約に関する法律、審判の申立手続について定めている家事事件手続法および家事事件手続規則、後見登記について定めている後見登記等に関する法律・政令・省令のほか、後見事務を行ううえで必要となる介護保険法、高齢者虐待防止法、障害者総合支援法、障害者虐待防止法、障害者差別解消法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法など、さらに、行旅病人及行旅死亡人取扱法、死体取扱規則、行方不明者発見活動規則など一般の六法に収録されていない関係法令や各種通達などを掲載していて、いざというときにも役に立ちます。また、実務の指針ともなる裁判例を多数収録しており、2014年版では、その掲載数が大幅に増えます。平成26年6月発刊予定です。ぜひご期待ください。

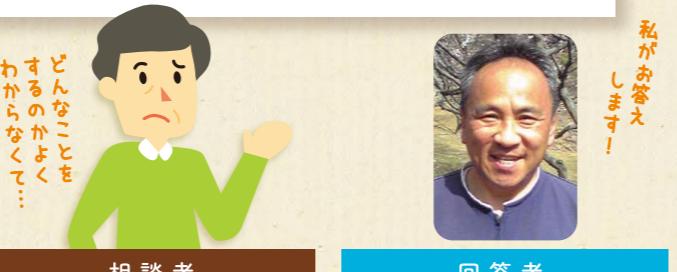


第7回 Q&Aコーナー

相談内容

後見登記について教えて下さい。

成年後見制度を支えているものの一つに、後見登記があります。登記と聞くと、何となく難しそうだし面倒そうだ、というイメージを持たれる方もいらっしゃるかもしれません、成年後見に関わっていく上で知っておくと役立つ知識を紹介させていただきますので、どうぞお付き合い下さい。



40代後半 男性(以下:相)

リーガルサポート広報委員会
司法書士 平野 浩さん(以下:回)

相 去年、申立書類の作成をお願いした母の成年後見人の件ですが、先日、家庭裁判所から私を後見人に選任するという審判書が送られてきました。ありがとうございました。

回 そうですか。お役に立てて嬉しいです。

相 ところで、今後私は後見人の役割を果たして行くにあたり、この審判書をいつも持ち歩いていなければならぬのですか。

回 いいえ。しばらくすると「後見登記」がされるので、その後は「登記事項証明書」という書類を利用することになります。

相 「後見登記」…ですか。ちょっとイメージが持ちにくいのですが…。教えてもらいませんか。

回 はい。「後見登記」を大雑把に言うと、法務局が本人と後見人の氏名等をコンピューターに記録し、一定の者から求めがあれば、「いついつにどこどこの裁判所で、どこどこの誰誰に後見人を付けることが決まり、後見人にはどこどこの誰誰が選ばれた」旨が記載された「登記事項証明書」を発行し、本人の保護と取引の安全を図るという制度です。

相 はあ……。

回 説明が抽象的過ぎましたね。例えば、お母様が銀行で預金を下ろす必要がある場合、本来ならばお母様本人が手続きできるのですが、判断力が低下しているため後見人が選任されていたら、後見人がお母様の代理人として手続きすることになりますね。

相 はい、その通りです。

回 ここで問題となるのは、後見人はどうやって銀行に対し自分が後見人であることを証明するのか、一方銀行はどうやって取引の相手が後見人であることを確認するのかという点ですが、後見登記制度の中の「登記事項証明書」にその役割を担わせることとしたわけです。

相 なるほど、言い方を変えれば、後見登記制度があるおかげで、お互いに証明や確認のための手続きに煩わされずに済むということですね。

回 そうです。とてもよくできた制度と言えますね。

相 では、私が母の後見人になったということを早速登記してもらう必要がありますね。その手続きを教えて下さい。

回 後見人が選任されてまず最初になされる登記は、東京法務局がする「後見開始の登記」ですが、東京法務局に対する手続きは家庭裁判所がやってくれるので、後見人は何もする必要がありません。

相 それはありがたいですね。費用も掛からないんですか。

回 費用は印紙代2,600円が掛かりますが、実は家庭裁判所に後見人選任の件を申し立てた際に、この印紙は予め納めてあるんです。

相 なるほど。では私は、登記が済んで「登記事項証明書」という書類が送られてくるのを待てばいいんですね。

回 残念ですが、「登記事項証明書」は自分で法務局で取得しなければなりません。「後見開始の登記」が完了すると、まず東京法務局から家庭裁判所に、次に家庭裁判所から後見人に「登記番号」というものが通知されるので、緊急性がなければこの通

知を待って、後見人が法務局で「登記番号」を示して「登記事項証明書」を請求することになります。

相 具体的にはどのように請求するのですか。

回 郵便で請求することもできますが、法務局が近くにあれば出掛け行って直接請求する方が楽だと思います。申請書の用紙は法務省のホームページでダウンロードできますし、法務局の窓口でもらうこともできます。記入内容も後見人の氏名と住所、本人の氏名と登記番号、もし登記番号が分からなければ本籍や住所という具合に、難しくはありません。

相 申請書以外に必要なものがありますか。

回 収入印紙550円分と認印、後見人の本人確認のための運転免許証等が必要です。

相 分かりました。ところで、さきほど「緊急性がなければ」との言葉がありました。登記番号通知書が届く前に「登記事項証明書」が必要な場合は、どうしたらいいのですか。

回 登記番号の通知はまだでも、運良く登記が完了していれば、最寄りの法務局で「登記事項証明書」が取得できます。

相 でも、せっかく法務局へ申請に行っても、空振りに終わるということもあるわけですね。

回 はい。そのため、確実に「登記事項証明書」が取得できるまでの間は、家庭裁判所で「確定証明書」という書類を申請し、これと先の後見人を選任した旨の審判書と併せてものを示して、後見人であることの証明に用いるという方法があります。しかし、銀行や施設、行政機関の中には、「登記事項証明書」を示さなければ目的を達成できない所もあるので、事前に確認した方がよいでしょう。

相 分かりました。私の母の場合、特に緊急を要するような問題は生じていないので、登記番号通知書が届いてから「登記事項証明書」を取得することにします。ところで、「登記事項証明書」には、運転免許証のように有効期限といったものはあるのですか。

回 更新といった手続きはありませんが、例えば市役所や銀行等に後見人であることの証明として提出する場合、発行後〇か月以内といった制限がある場合があるので、その都度確認し、必要があれば改めて最新の「登記事項証明書」を取得することになります。

ここが知りたい! 成年後見制度

相 ところで、後見登記には「後見開始の登記」以外のものもあるのですか。

回 はい、何種類かあります。このうち家庭裁判所が東京法務局に対し手続きをするものについては、知らなくても大丈夫でしょうが、自分で登記を申請しなければならない「変更の登記」と「終了の登記」については、簡単に知っておいた方がいいでしょう。

相 「変更の登記」とは何ですか。

回 例えばお母様が施設に入所することになり、住所を施設に移したり、あるいは後見人が転居したような場合、登記された本人や後見人の住所を変更しなければなりません。それが変更の登記の一例です。

相 どのように申請するのですか。

回 「後見開始の登記」とは異なり、家庭裁判所ではなく後見人等が東京法務局あて郵送で申請します。ただし、申請書の用紙はダウンロードや最寄りの法務局で手に入れられますし、原則として住民票の写しなどの添付書類は不要で、料金も郵送代以外には掛かりません。

相 では、「終了の登記」とは何ですか。

回 将来もしお母様が亡くなられたような場合、「変更の登記」と同様に、後見人等が東京法務局あて申請する登記で、申請書用紙の入手方法や添付書類、料金は概ね「変更の登記」と同じです。

相 分かりました。では、大分イメージが持てましたので、今日はこれで失礼しますが、今後もよろしくお願いします。

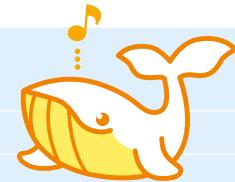
回 はい。司法書士は登記の専門家でもありますので、分からることはあったら、是非またお声を掛けて下さいね。



何不安や疑問
ください!
相談は



編 集 後 記



新しい成年後見制度が制定され、また、当法人リーガルサポートが設立されてから、今年は15周年にあたります。当時、司法書士を目指し始めた自分がまさか15年後に後見制度の扱い手として十数人の後見人に就任し、日々後見業務にあちこち動き回っているとは考えてもいませんでした。今日も、病院と特養に支払いを兼ねて面会に行き、次回の差し入れの約束をしてきました。

制定当初、後見制度は介護保険制度と並び、高齢者を支える車の両輪だと言われましたが、介護保険制度と比べると、なかなか周知してもらえませんでした。

銀行へ後見届に行っても単に用紙が出てくるまでに30分以上かかったり、被後見人が救急車で運ばれた際、医師が病状の説明を後見人してくれなかったり…。

ですが、最近は、行政や金融機関、医療現場、そして一般の方々にも後見制度が知れ渡ってきたように感じます。この15年間で、後見人が死亡届を出せるようになりましたし、成年被後見人に選挙権が認められました。今後さらに5年先、10年先と、後見制度はさらに『進化』していくはずです。

そうそう、次号は「15周年特集号」の予定です。お楽しみに!(る)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧



マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078
- 千葉県支部 043-301-7831
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865
- 函館支部 0137-72-5325
- 茨城支部 029-302-3166
- 大阪支部 06-4790-5643
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058
- とちぎ支部 028-632-9420
- 京都支部 075-255-2578
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7773
- 兵庫支部 078-341-8686
- 福岡支部 092-738-1666
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492
- 和歌山支部 073-422-0568
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696
- 山口支部 083-924-5220
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川県支部 045-640-4345
- 福井県支部 0776-30-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!

編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
TEL 03-3359-0541 <http://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

